

令和8年度
とりぎん文化会館会議棟屋上陸屋根改修工事

図面番号	図面名	縮 尺
A－0	表紙	—
A－1	建築改修工事仕様書	—
A－2	工事概要 付近見取図 配置図	1:1000
A－3	1階平面図（参考図）	1:300
A－4	2階平面図（参考図）	1:300
A－5	3階平面図 3階会議棟屋上平面図 仮設計画図	1:300
A－6	4階平面図（参考図）	1:300
A－7	会議棟屋上平面詳細図	1:150
A－8	矩計図（参考図） 部分詳細図	1:50 1:30 1:15



建築改修工事仕様書

I. 工 事 概 要

1. 工事場所 鳥取市尚徳町
2. 敷地面積 32,056 m²
3. 地域地区 都市計画地域 (●内・外) 市街化調整区域 (・内 ●外)
用途地域 (商業地域) 防火地域 (準防火地域)

4. 建 物 概 要

[illegible]

Ⅱ. 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記建築事に記載されている事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。
- (2) 該負荷は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特行政庁（建築主等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用いるとする。
- (3) 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
- 特記仕様
- (1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。
- (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○印と※印のついた場合は共に適用する。
- (3) 項目に記載（ ）の内部表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（ ）の内部表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- (4) 図は、「国等」および「環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」（環境省のホームページが関係ロード可能）による。
- (5) 開示内容（条約を含む）の改正等により、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督機関と協議を行うものとする。
- (6) 材料及び製造所等の記載は厳不同である。

章	項 目	特 記 事 項
① 一般共通事項	① 適用基準等	※ 建築工事標準詳細図（令和４年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（以下「標準詳細図」という） ※ 建築改修工事監理指針（令和７年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ※ 工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編（令和５年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築物解体工事標準仕様書（令和４年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築工事監理指針（令和７年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
	② 官公庁その他への手続 [1. 1. 3]	工事の施工に伴い必要な官公署その他への手続き、検査に必要な資機材、労務等を提供する。
	③ 電気保安技術者 [1. 3. 3]	事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気主任技術者の業務を補佐する監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。なお、電気保安技術者の資格は標準仕様書第１編第１章第３節 １．３．２によるものとし、一般用電気工作物に係る工事にしても、事業用電気工作物の場合と同様の業務を行うものとする。（施設契約電力： kW）
	④ 工事安全計画書 [1. 3. 7]	建築工事業安全施工技術指針及び建設公営災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
	⑤ 発生材の処理等 [1. 3. 12]	・ 引渡しを要するもの（ ） ・ 特別管理産業廃棄物（ ） ・ 処理方法（ ） ・ 現場において再利用を図るもの（ ） ・ 再生資源化を図るもの（ ） ・ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 ・ ＰＣＢ含有シーリング材の調査・処理 ・ 第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所 ※図示 採取箇所数 計 箇所 ・ 第二次判定 専門分析機関にてＰＣＢ含有量の分析を行う。 ・ 分析箇所 計 箇所 ・ 除去処理工事 除去範囲 ※図示
⑥ 環境への配慮 [1. 4. 1]	⑦ せっこうボードの処理	・ 石綿含有せっこうボード 改修特記仕様書第９章による ・ ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・ 製造業者に回収委託 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） 処分施設の名称・所在地（ ） ・ 石綿含有、ひ素、カドミウム含有以外のせっこうボード ・ 再資源化（再資源化施設） ・ 最終処分（管理型最終処分場） 処分施設の名称・所在地（ ）
	⑧ 環境への配慮 [1. 4. 1]	化学物質を分散させる建築材料等 ① 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びメチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジエチル及びフタル酸ジメチルを含有しない）難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ① ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の①又は②に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の第7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

<

13

完成写真

下記のものを監督職員に提出する。

区 分	分類	撮影箇所	部数	備考
※ 工事記録写真	カラー	各工種の工程毎	1部	
※ 完成写真	カラー	・ 内部 箇所	2部	
		○ 外部 箇所	2部	
・	カラー	・ 内部 箇所	部	
		・ 外部 箇所	部	
・ パネル	カラー	・ 四つ切 箇所	2部	
		・ 半切 箇所		
		・ 全紙 箇所		

電子データ又はネガの提出〔工事記録写真〕（ ※ 要 ・ 不要）
電子データ又はネガの提出〔完成写真〕（ ※ 要 ・ 不要）

14

完成時の提出図書
[1 . 9 . 1 . 2]

下記のものを監督職員に提出する

※ 原図 A 1版又はA 2版（設計図の第2原図訂正不可）1部

○ C A Dデータ2部

○ 原図の大型コピー（白焼）の2つ折製本2部

※ 縮小版2つ折製本（A 4版）2部

・ 複写 縮小版A 3パラ焼部

完成図の種類及び内容（改修前後の状態が分かるように整備する）

○ 案内図・配置図： 配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む

○ 改修概要図： 改修概要、部位等を表示する

○ 平面図： 室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する

○ 立面図： 外壁仕上、補修範囲等を表示する

・ 断面図： 階高、天井高等を表示する

・ 仕上表： 屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する

・ 構造図： 杭、構造躯体等を表示する

○ その他：（ 設計図書に準ずる ）

○ 製本図面の背表紙に「施設コード・部局名称」ラベルを貼付ける

16

撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
ダイヤモンドカッター切り深さ（※30mm程度 ）

17

適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
基準風速 V₀＝ 32 m/s
地表面粗度区分 ・ I ・ II ○ III ・ IV
積雪区分 平成12年5月31日建設省告示第1455号 別表（ 33 ）

18

保全に関する資料
[1 . 9 . 3]

下記のものをもA 4版ファイルに製本して監督職員に提出する。
※ 主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表
※ 機器性能試験成績書及び取扱説明書
※ 保証書
※ 官公署届出書類（保守に必要とするもの）
※ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書
・

19

火災保険等

工事的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。
（保険の加入期間は、工事完成引渡しまで（概ね工期+21日）とする。）

20

環境配慮

鳥取県公共事業環境配慮指針 ※ 対象工事 ・ 非対象工事

21

建設リサイクル法

※ 対象工事 ・ 非対象工事

22

鳥取県福祉の
まちづくり条例

※ 対象工事 ・ 非対象工事

23

景観形成条例

※ 対象工事 ・ 非対象工事

24

建築物省エネ法

※ 対象工事 ・ 非対象工事

1

騒音・粉じん等の対策
[2 . 1 . 3]

騒音・粉じん等の対策 ・ 防音パネル ・ 防音シート
防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲
※ 工事に必要な範囲 ・

2

足場その他
[2 . 2 . 1]
[表2 . 2 . 1]

「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（1）手すり据置き方式又は（2）手すり先行専用方式により行う。
外部足場 ○設置する（範囲 ※工事に必要な範囲 ○図示 ） ・ 設置しない
防護シート ○設置する（範囲 ※工事に必要な範囲 ○図示 ） ・ 設置しない
内部足場 設置する（※脚立、足場板等 ） ・ 設置しない
材料、撤去材等の運搬方法 ・ A種 ○ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種
C種：利用可能なエレベーター（ ）
D種：利用可能な階段（ ）

3

既存部分の養生
[2 . 3 . 1]

養生方法等
・ 既存部分の養生方法 ※ビニルシート、合板等による
・ 既存家具、既存設備等の養生方法 ※ビニルシート等 ・
・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ※ビニルシート等（取外し再取り付けを行う） ・
保管場所 ※構内既存施設内
・ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動 ※行方（図示） ・
・ 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

5

監督職員事務所
[2 . 4 . 1]

※ 設ける m程度 ・ 設けない
現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示事項による。
・ 既存建物内の一部を使用する（場所）
・ 構内に新設する 規模（ m）

6

表示板

※ 工事表示板

・ お願ひ表示板

900

1200

建築工事中

工事名 ○○○○○○新築工事
構造・規模 鉄筋コンクリート造、○階建
第一着期開始日 ○○○○年○月○日
設計者 ○○○○○○設計
監理者 ○○○○○○建築士、建築士事務所
施工者 ○○○○○○設計
建築監督 ○○○○○○
連絡先電話番号 ○○-○○○
夜間 ○○-○○○
現場責任者 ○○ ○○
鳥取県○○総合事務所環境健康部
建設安全課 受発設備係担当
連絡先 ○○-○○○

記入要領
1．書体は角ゴシックとする。
2．お願ひ表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。

御通行中の皆様へ

令和○○年○月工事完成予定
※ 安全 マンセル記号
5/16、6/11
簡単なバス、又は立派なトイレを
（拡大カラーコピーを張り付けてもよい）
現在の進捗率○○％
工事期間中は、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
施工者 ○○○○○○設計
建築監督 ○○○○○○
夜間 ○○-○○○
受発設備係 建設安全課環境健康部
TEL ○○-○○○

⑦	工事用水	構内既存の施設	※	利用できない	・	利用できる (※ 有償 ・ 無償)
⑧	工事用電力	構内既存の施設	※	利用できない	・	利用できる (※ 有償 ・ 無償)
⑨	工事用仮設物	構内既存の施設	○	利用できない	・	利用できる
10	工事現場のイメージアップ					

鳥取県

令和8年度
J2600262

東部建築住宅
事務所

〔概略工事工程表〕 ※概略工事工程表は参考であり、請負業者の工程計画を拘束するものではない

工事	工期		(1ヵ月)		(2ヵ月)		(3ヵ月)		(4ヵ月)	
			10	20	10	20	10	20	10	20
準備ほか	準備・調査等								完了検査・隠片付け	引渡・完成検査
仮 設	足場組立								足場解体	
伸縮目地改修	目地撤去		アスファルト加熱注入目地							
PC平板改修					高圧水洗浄		無機系保護材塗布			
エフロ除去					エフロ除去		高圧水洗浄			



付近見取図

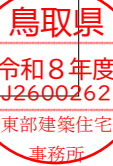
建築物概要

工事場所	鳥取市尚徳町	とりぎん文化会館
主要用途	会議場	
工事種別	会議棟屋上陸屋根の改修	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地上4階／地下1階 床面積 19,298 ㎡	
敷地面積	32,056 ㎡	
地域・地区	都市計画区域内	防火地域等：準防火地域 地区計画：尚徳町地区地区計画
用途地域	商業地域（容積率 400％／建ぺい率 80％）	

工事概要

〔建築改修工事〕

- ①既存平板伸縮目地（エラストイト板）を撤去し、下地調整の上
アスファルト系加熱注入目地材充填
- ②PC平板 無機系無溶剤半永久保護材塗布
- ③PC平板（一部）及びドレン廻りエフロ除去



ASSOCIATES

アスカ設計

一級建築士 第145763号 権代篤志

Memo:

Title:

とりぎん文化会館会議棟屋上陸屋根改修工事

Date:

R08 09

Scale:

1:1000

Check:

権代

Check:

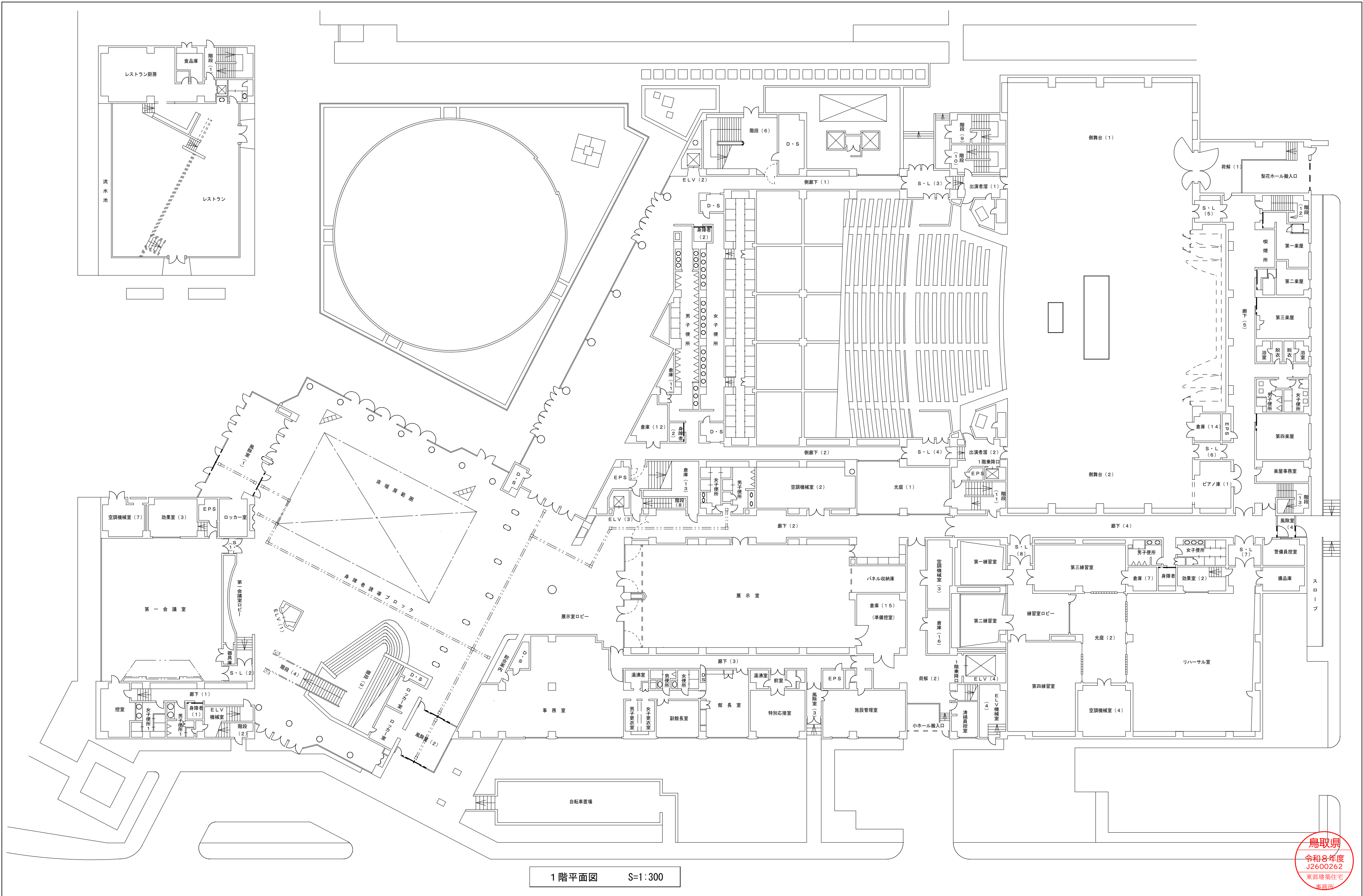
権代

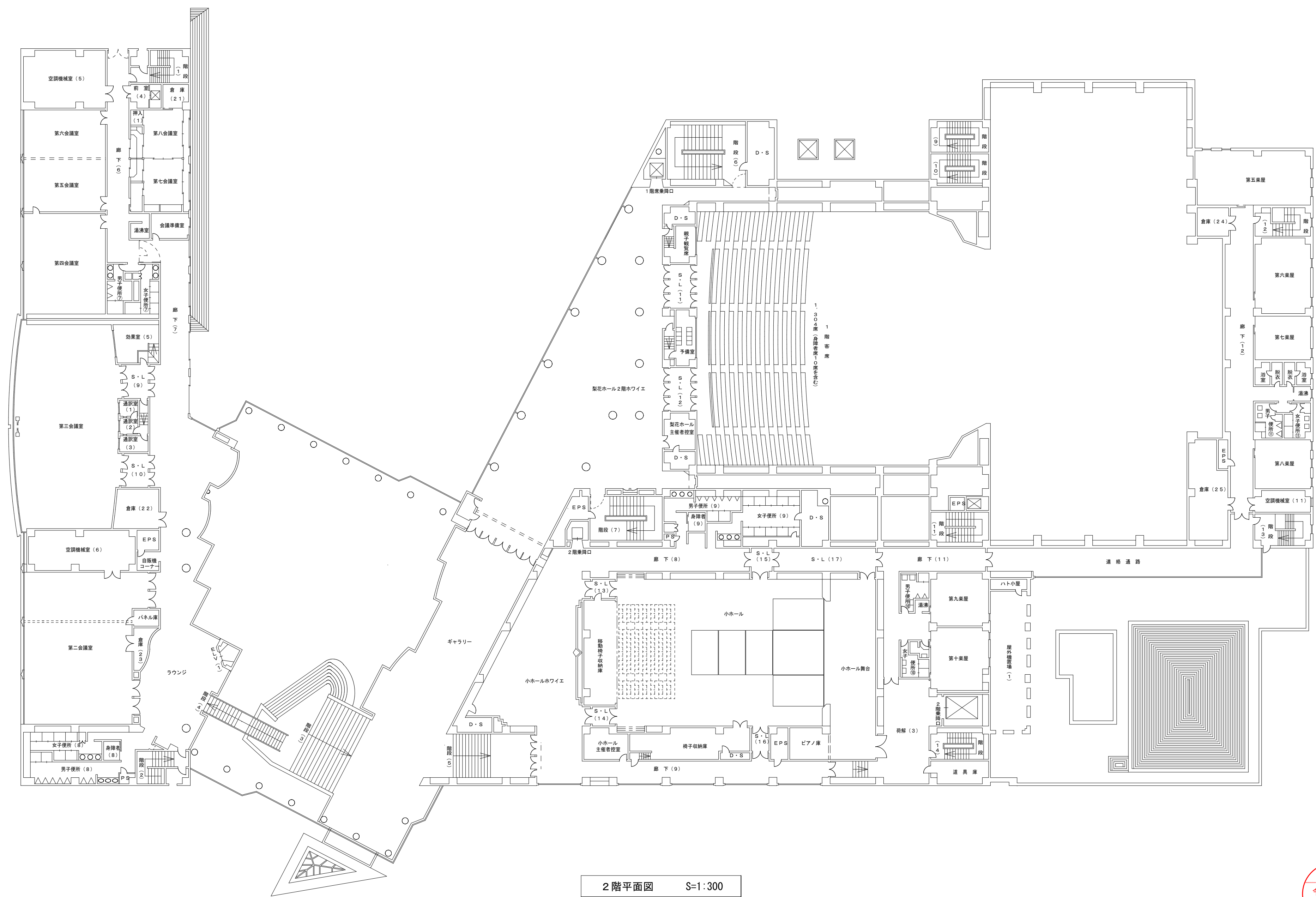
Drawing:

権代

Sheets No.:

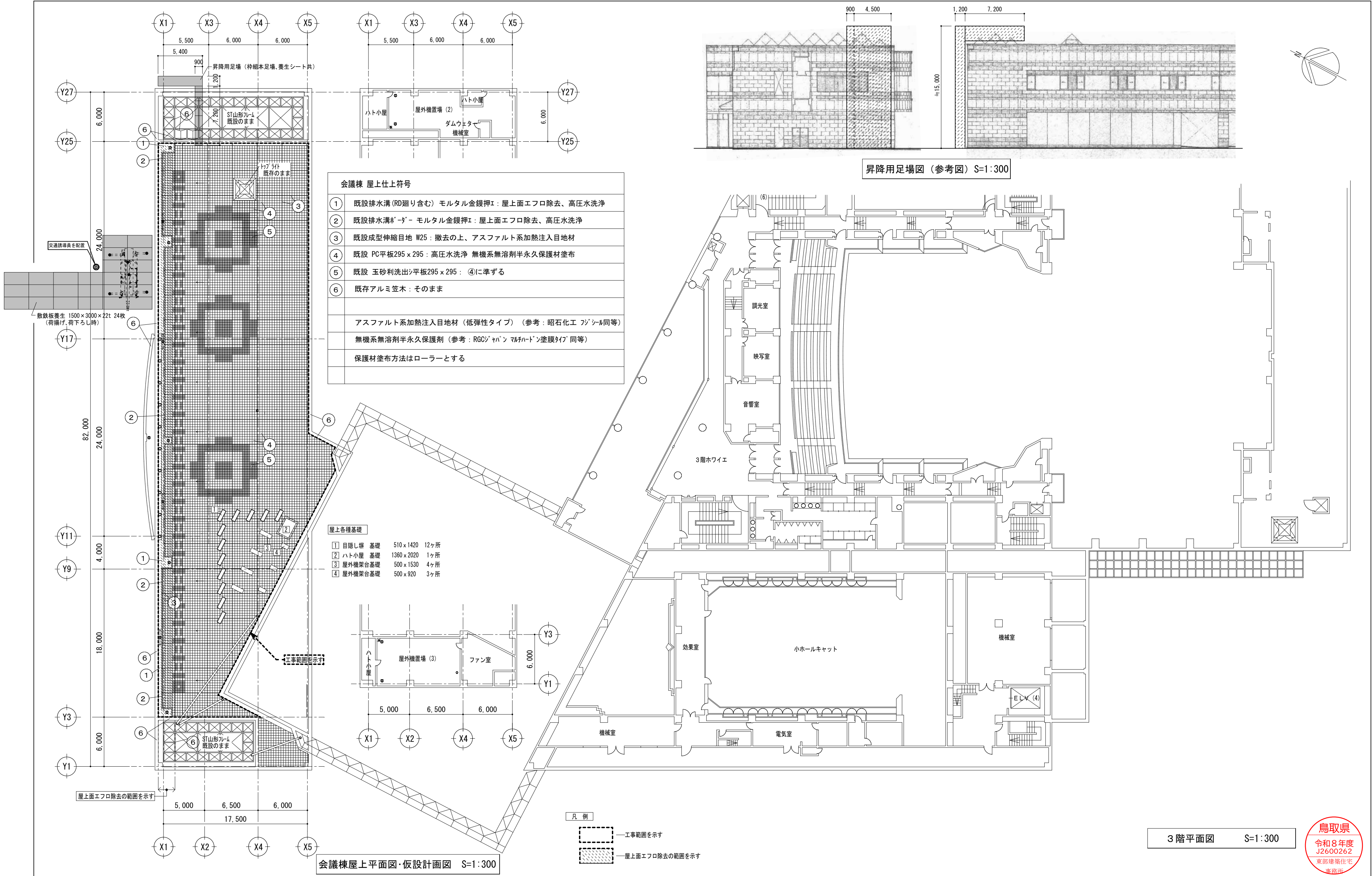
A - 2

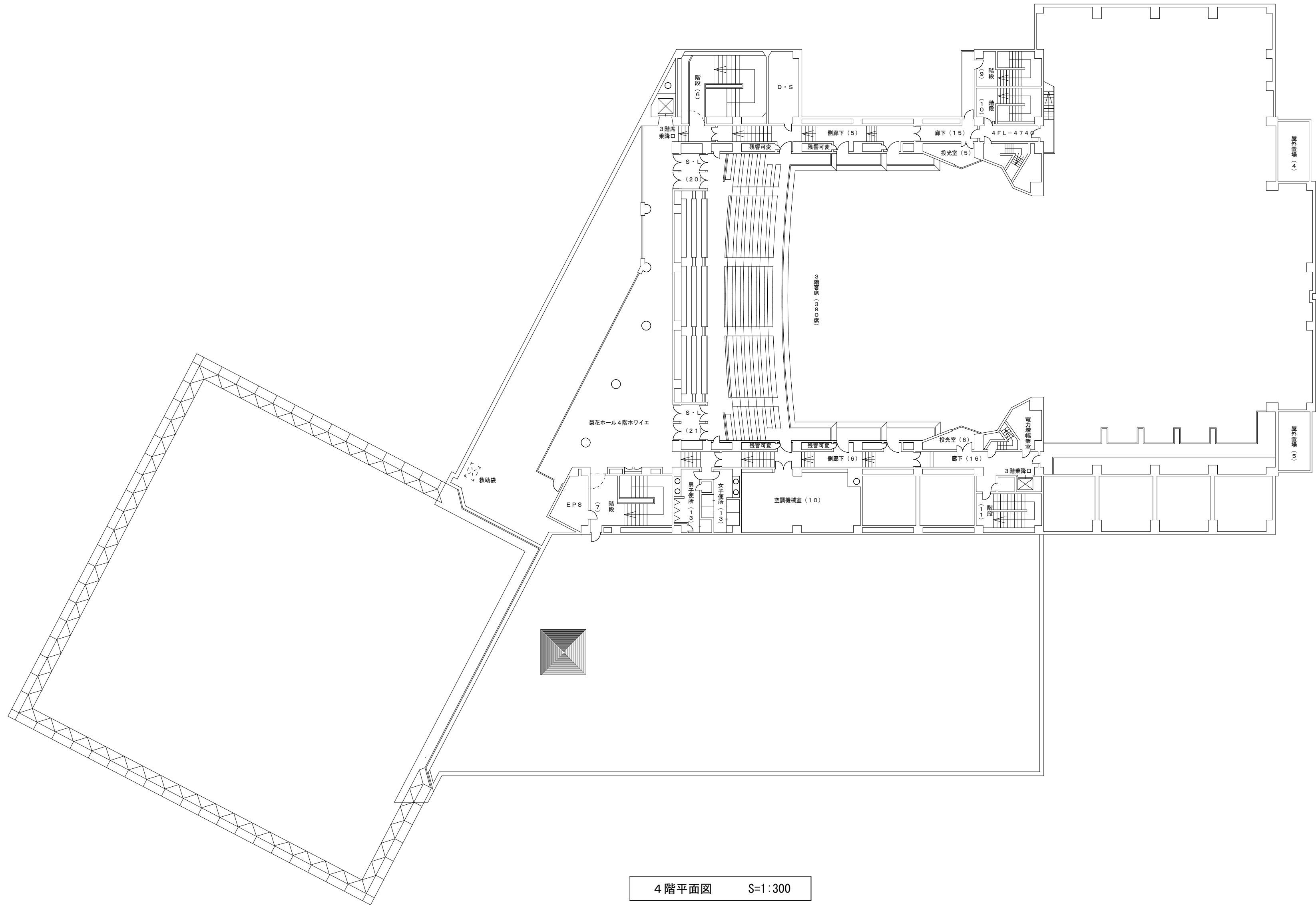




2階平面図 S=1:300

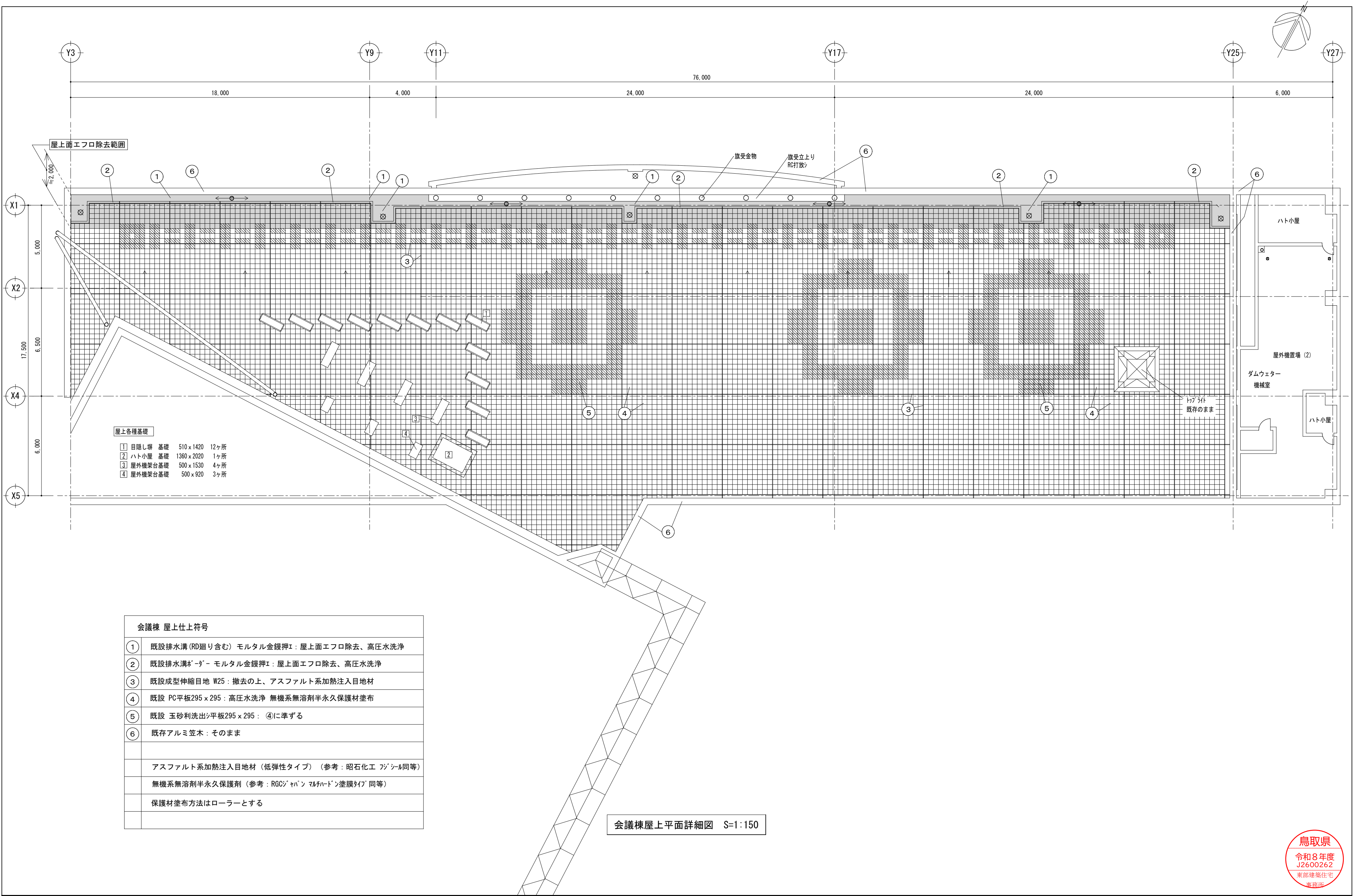
鳥取県
令和8年度
J2600262
東部建築住宅
事務所





4 階平面図 S=1:300

鳥取県
令和8年度
J2600262
東部建築住宅
事務所



会議棟 屋上仕上符号	
①	既設排水溝(RD廻り含む) モルタル金鍍押I：屋上面エフロ除去、高圧水洗浄
②	既設排水溝(ゲ- モルタル金鍍押I：屋上面エフロ除去、高圧水洗浄
③	既設成型伸縮目地 W25：撤去の上、アスファルト系加熱注入目地材
④	既設 PC平板295×295：高圧水洗浄 無機系無溶剤半永久保護材塗布
⑤	既設 玉砂利洗出し平板295×295：④に準ずる
⑥	既存アルミ笠木：そのまま
	アスファルト系加熱注入目地材（低弾性タイプ）（参考：昭石化エフジール同等）
	無機系無溶剤半永久保護剤（参考：RGCジャパンマルチハードン塗膜タイプ同等）
	保護材塗布方法はローラーとする

会議棟屋上平面詳細図 S=1:150



ASSOCIATES アスカ設計
一級建築士 第145763号 権代篤志

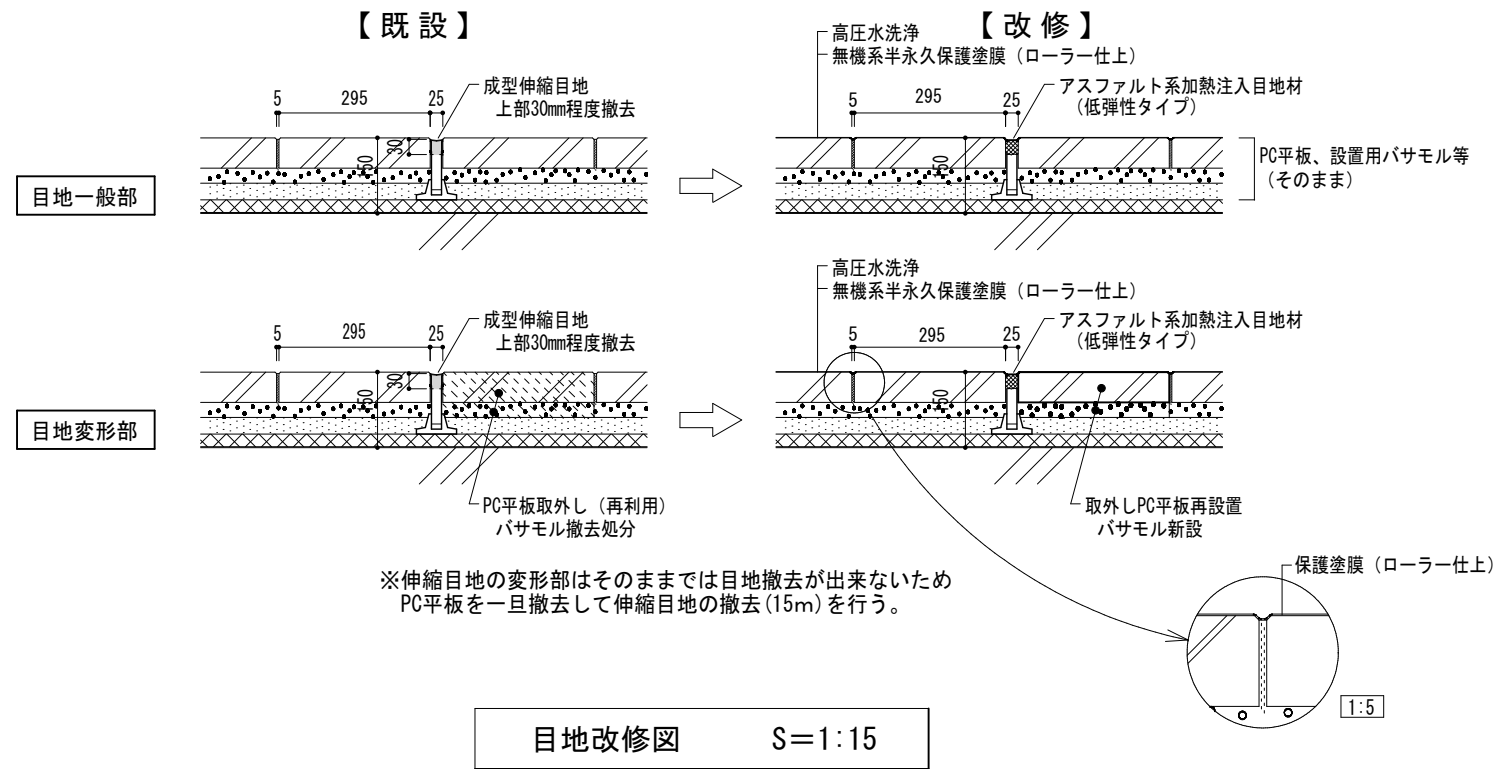
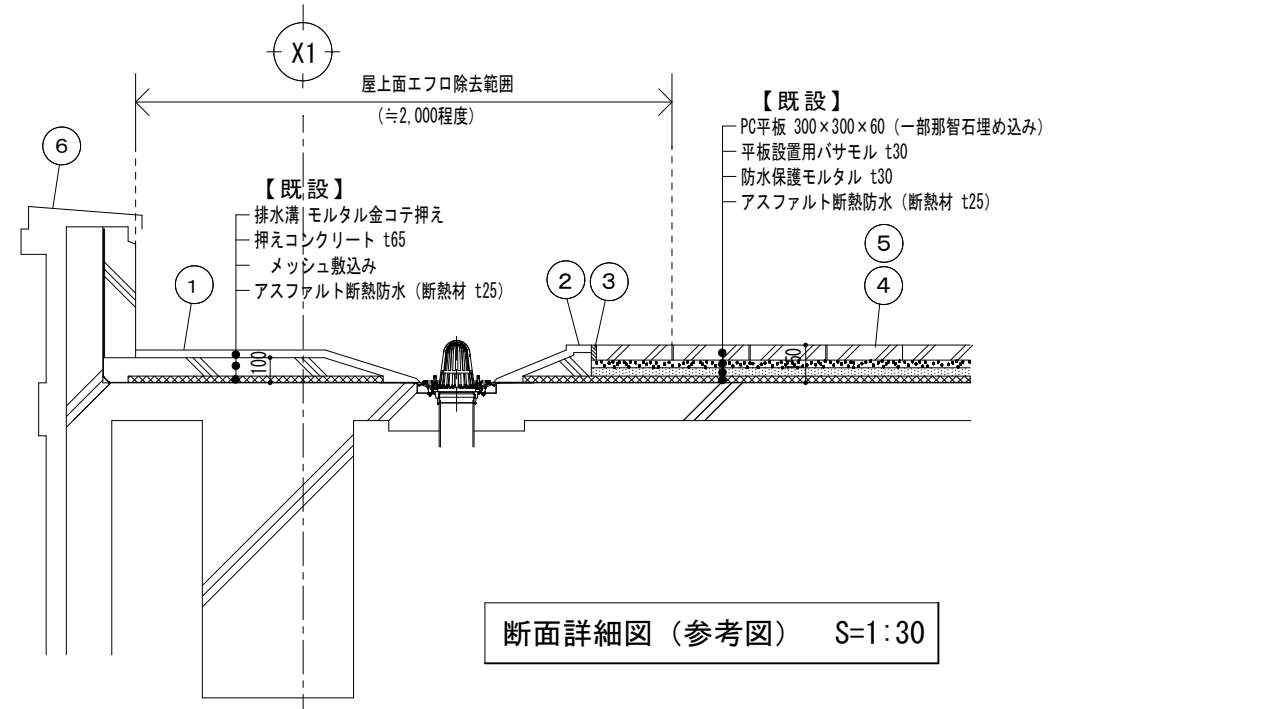
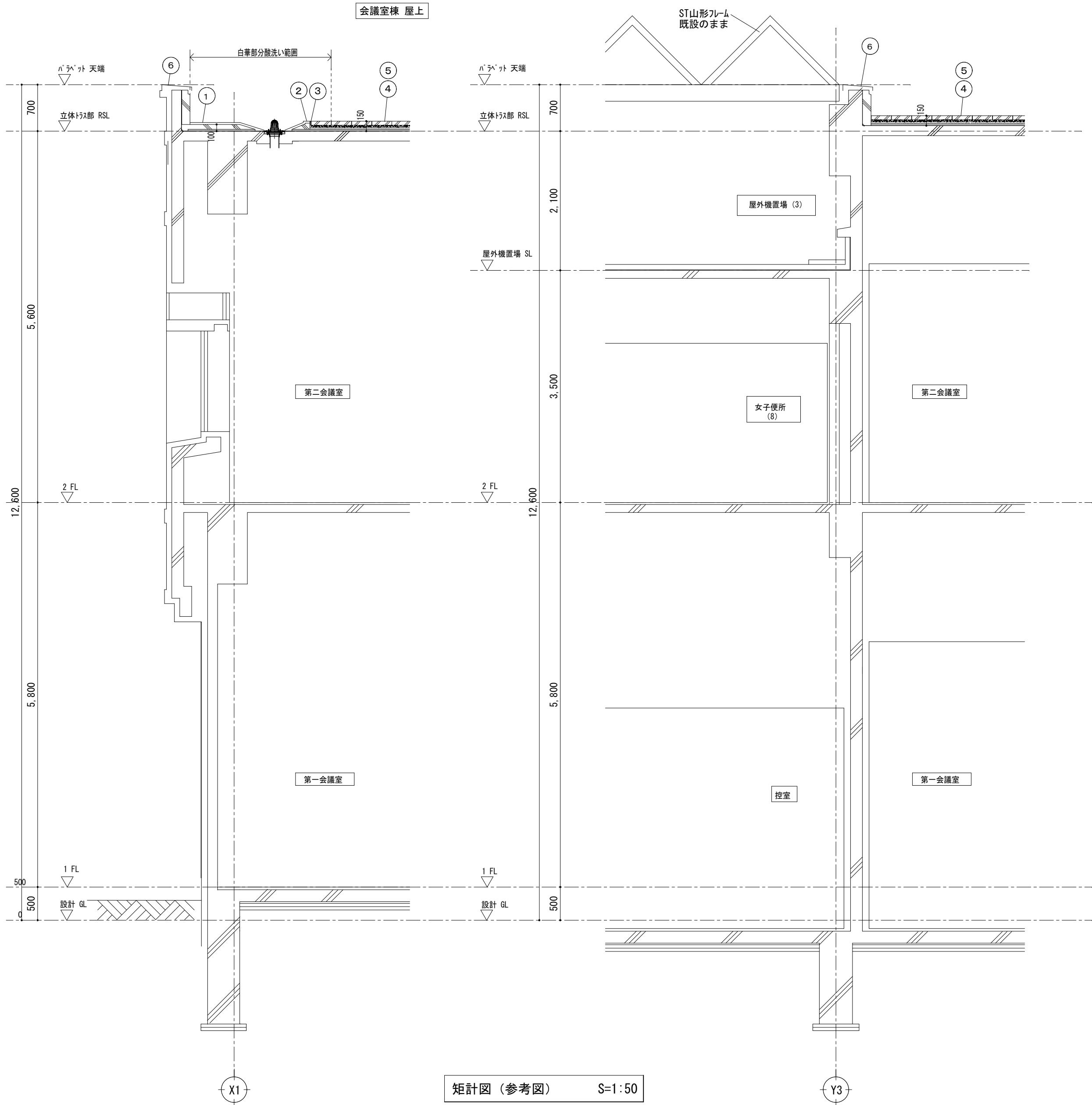
Memo :

Title : とりぎん文化会館会議棟屋上陸屋根改修工事
Assort : 会議棟屋上平面詳細図

Date : R08 09
Scale : 1:150

A 2→A 3 図面縮小率 (70.7%)
Check : 権代
Charge : 権代
Drawing : 権代

Sheets No. : A - 7



会議棟 屋上仕上符号	
①	既設排水溝(RD回り含む) モルタル金鍍押E: 屋上面エフロ除去、高圧水洗浄
②	既設排水溝(RD回り含む) モルタル金鍍押E: 屋上面エフロ除去、高圧水洗浄
③	既設成型伸縮目地 W25: 撤去の上、アスファルト系加熱注入目地材
④	既設 PC平板295×295: 高圧水洗浄 無機系無溶剤半永久保護材塗布
⑤	既設 玉砂利洗出し平板295×295: ④に準ずる
⑥	既存アルミ笠木: そのまま
アスファルト系加熱注入目地材(低弾性タイプ) (参考: 昭石化工 フジソール同等)	
無機系無溶剤半永久保護剤 (参考: RGCジャパン マルチハードン塗膜タイプ 同等)	
保護材塗布方法はローラーとする	

鳥取県
令和8年度
J2600262
東部建築住宅
事務所